

余裕期間制度について

太田市では、工事の発注・施工時期の平準化、労働者の確保や建設資材の準備期間の確保、技術者の配置の平準化などを図るため、工事着手前に、労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる「余裕期間制度」を設定した工事を「太田市余裕期間制度実施要領」に基づき実施します。

1 「余裕期間」とは

労働者などの確保や資機材の調達準備を行う期間で、契約締結日翌日から工事開始日の前日までの工事に着手しない期間のことを言います。

2 「対象工事」について

太田市が発注する工事のうち余裕期間を設定することが受注者にとって有益と認める工事を対象とします。ただし、次に掲げる工事は原則対象外になりますが、特に発注者が必要と認めた場合は対象とします。

- ① 緊急性を要する工事（災害復旧における応急工事等）
- ② 供用開始や関連工事等に影響を及ぼす工事
- ③ 債務負担行為、継続費又は繰越明許費を設定しておらず、かつ実工期の日数に発注者が示した余裕期間を加算した日数が、年度内に収まらない工事
- ④ その他、発注者が余裕期間を設定することがなじまないと判断する工事

3 「余裕期間制度の方式」について

- ① 任意着手方式
発注者が示した工事開始日期限までの間に受注者が工事開始日を設定する方式
- ② 発注者指定方式
余裕期間内で工事開始日を発注者があらかじめ指定する方式
※余裕期間設定工事であること及び工事開始日又は工事開始日期限は、工事ごとに特記仕様書及び入札公告等に記載します。

4 余裕期間の設定について

- ① 太田市では、余裕期間を契約締結日の翌日から90日を超えない範囲で設定します。
- ② 発注者指定方式の場合
・発注者が工事開始日をあらかじめ定めます。
- ③ 任意着手方式の場合
・発注者が工事開始日期限をあらかじめ定めます。
・落札者は契約締結前に、工事開始日通知書を契約検査課に提出してください。
・工事開始日及び工事完成期日は、休日（「太田市の休日を定める条例」（条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。）に設定することができません。

5 前払金について

余裕期間設定工事の前払金は、工事開始日以降の請求となります。

6 余裕期間内の現場管理について

- ① 当該工事現場の管理は、発注者の責任において行います。
- ② 測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事の着手はできません。
なお、現場に搬入しない建設資材の調達、労働力の確保等の工事のための準備については、受注者の責により行うことができます。

7 技術者等の配置について

- ① 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人の配置は必要ありません。
- ② 落札候補者は、事後審査時に「配置予定技術者確認申請書一式」により、配置予定者技術者を通知してください。
- ③ 工事開始日前に、配置予定であった技術者等を変更する場合は、変更後の「配置予定技術者確認申請書一式」を契約検査課に申請してください。変更の可否を確認します。
なお、工事開始日以降の技術者等の変更は認められません。

8 契約関係書類等について

- ① 任意着手方式の場合の工事請負契約書に記載する工期の開始日は、工事開始日通知書による工事開始日とし、工期完成期限は、工事開始日に発注者が指定する実工期日数を加えた末日とします。発注者指定方式の場合は、公告等に記載されたあらかじめ指定した工期とします。
- ② コリンズ、工程表に記載する工期は、工事開始日から工期完成期限までとします。
- ③ 契約保証期間は、全体工期（契約締結日から工事完成期日まで）を含むものとします。

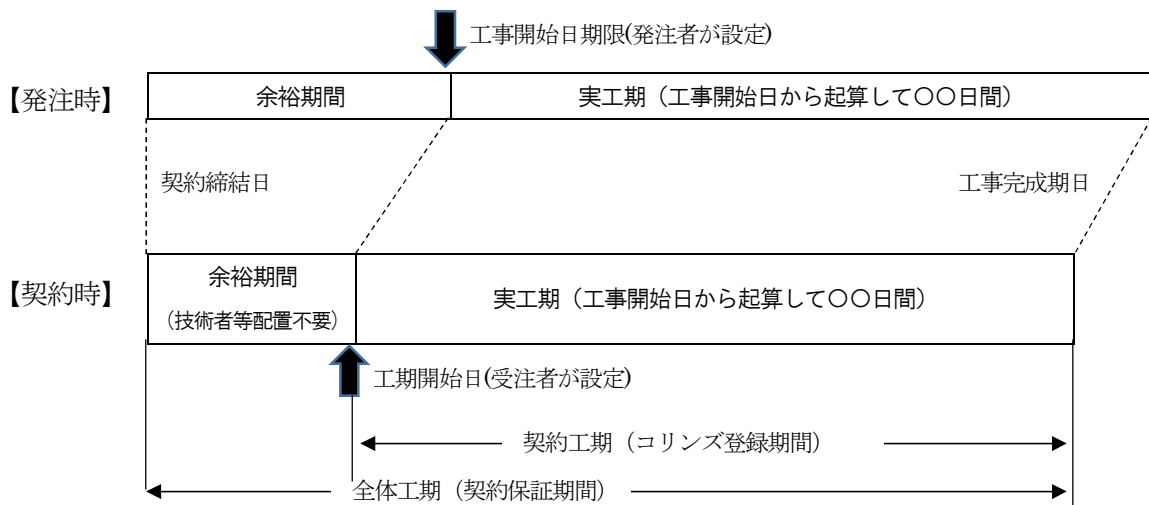
9 経費の負担について

余裕期間の設定により発生する必要経費は、受注者の負担となります。

10 工事費の積算について

工事費の積算は、任意着手方式の場合、契約締結後直ちに着手する工期を基準とした積算方法により行い、余裕期間の設定に伴う積算上の割増は行いません。発注者指定方式の場合は、発注者が指定する工期での積算を行います。

余裕期間制度（任意着手方式）イメージ図



余裕期間制度（発注者指定方式）イメージ図

